

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件について

平成 26 年 3 月 7 日
経済産業省商務流通グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」）第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『平成25年度第2回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、不明の理由を付して公表することとします。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】※消安法

（内閣総理大臣への報告等）

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201200335 平成24年7月24日(千葉県) 平成24年8月7日	冷風機	ACF-203/W(アルファックス・コイズミ株式会社ブランド)	タイコー商事株式会社	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は焼損が著しく、残存していたファンモーター及び首振りモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○残存していた内部配線に、溶融痕は認められなかった。 ○他の部品については、焼損が著しく確認できなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、基板等の確認できない部品があることから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。	
2	A201200537 平成24年10月4日(広島県) 平成24年10月22日	電気ポンプ(井戸用)	UF2-1100	株式会社川本製作所	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は、レベルスイッチ(ポンプへの電源供給を制御する装置)、自動運転ユニット、ポンプ部で構成されていた。 ○レベルスイッチは著しく焼損し、制御基板及びマグネットスイッチ部の一部のファストン端子は確認できず、確認できたファストン端子に溶融痕が認められたが、接続箇所は不明であり、一次痕か二次痕かどうかも特定できなかった。 ○その他の残存した電気部品には、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のレベルスイッチの焼損が著しく、制御基板及び一部のファストン端子が確認できなかったことや、ファストン端子に溶融痕が認められたことから、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	
3	A201200544 平成24年8月13日(福島県) 平成24年10月25日	扇風機	CF-30MT99(株式会社ダイエーブランド)	森田電工株式会社(現 株式会社ユーイング)(株式会社ダイエーブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のモーターの始動用コンデンサーは焼損が著しく、ケース及び内容物の一部が確認できなかった。 ○X線観察の結果、確認できた当該コンデンサーの内容物には、内部短絡等の出火の痕跡は認められなかった。 ○モーターのコイル及び配線、本体下部台座内のコントロール基板に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、溶融痕解析の結果、二次痕と推定され、電源プラグについても出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の回収された電気部品には出火の痕跡は認められなかったが、モーターの始動用コンデンサーの一部が確認できなかったことから、製品起因か否かも含めて、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:約10年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
4	A201200574 平成24年9月14日(石川県) 平成24年11月2日	扇風機	不明(F-30E1E、またはF-30E1F)	松下精工株式会社 (現 パナソニック エコシステムズ株式会社)	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、 現場に当該製品があった。	○当該製品は、約37年前に製造された製品であった。 ○当該製品は焼損が著しく、電流ヒューズ等の電気部品が確認ができなかった。 ○コンデンサーは、外郭が焼損し、炭化した素子のみが残存していたが、残存部からは出火の痕跡は認められなかった。 ○残存する内部配線、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、焼損が著しく、確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。	・使用期間:不明 (製造時期から37年と推定)
5	A201200637 平成24年10月20日(石川県) 平成24年11月28日	食器乾燥機	TK-TS6S	三菱電機ホーム機器株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、前面及び右側面の焼損が著しかった。 ○前面側内部配線の断線箇所に溶融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定はできなかった。 ○焼損した前面側に設置された、タイマースイッチユニット及びユニットに接続される内部電線が未回収で確認できなかった。 ○ヒーターや送風ファン用ACモーター等の電気部品から出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
6	A201200705 平成24年12月9日(北海道) 平成24年12月20日	浴槽用温水循環器 (24時間風呂)	SA-24	昭和鉄工株式会社	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、 現場に当該製品があった。	○当該製品は焼損が著しく、制御基板等が確認できなかった。 ○ヒーター部の発熱体は溶融し、発熱体が巻かれていたステンレスパイプ(内部を湯が通過)に穴が開き周囲に発熱体の溶融痕が多数認められた。 ○回収された電源コードに溶融痕は認められなかったが、途中で断線し一部確認できなかった ●当該製品は、ヒーター部の発熱体が溶融しステンレスパイプに穴開きが認められたが生成メカニズムが不明であること、焼損が著しく電源コードの一部及び制御基板等の確認ができない電気部品があることから、製品起因か否かも含め、原因の特定には至らなかった。	
7	A201200737 平成24年12月5日(北海道) 平成24年12月28日	電気冷蔵庫	NR-D323-H(日本電気株式会社ブランド)	三洋電機株式会社 (日本電気株式会社ブランド)	(火災) 屋外の異常に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は全体に焼損が著しく、本体外郭左右側面の焼損状態から、本体下部から上部方向に向かって焼損していった痕跡が認められた。 ○電装箱内に収納されていた運転コンデンサーは、焼損が著しく原形を留めておらず、霜取りタイマーについては確認できなかった。 ○その他の電気部品(コンプレッサー、PTCサーミスター、過負荷リレー、始動コンデンサー等)には、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の回収された電気部品からは溶融痕等の出火の痕跡は認められなかったものの、運転コンデンサーは焼損が著しく原形を留めておらず、霜取りタイマーについては確認ができなかったことから、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
8	A201200855 平成25年1月14日(埼玉県) 平成25年2月1日	エアコン	CS-J251A	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は使用中で、当該製品周辺の焼損が著しかった。 ○当該製品は焼損が著しく、ファンモーター、熱交換器の一部、制御基板の金属カバー及び据付板が残っているだけであった。 ○残存するファンモーターに出火の痕跡は認められなかったが、制御基板等が配置されている部位の背面に位置する取付板に著しい焼損が認められた。 ●当該製品の焼損が著しく、基板等の確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間: 不明 (製造時期から12年と推定)
9	A201200862 平成25年1月11日(京都府) 平成25年2月4日	パネルヒーター	SPW-2002C	株式会社インターセントラル	(火災) 浴室で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭ケースは全体に焼けが酷く塗装が剥げている部分があり、特に電源入力線と反対側の焼損が著しく、その部分のヒーター線内蔵ガラスパネルは長さ約50cmが欠落・消失していた。 ○内部配線は断線していたが、溶融痕はなく発火の痕跡は認められなかった。また、内部配線を接続している閉端接続子及びファストン端子に異常は認められず、発火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の温度ヒューズは短絡されていたが、誰が改造を行ったのか不明であった。 ●当該製品はヒーター線でスパークが発生したことによる局部過熱によって出火したものと推定されるが、発火源と推定されるガラスパネルが広く欠落・消失しており、また、誰が温度ヒューズを短絡したのか不明であることから、製品起因か否かを含め事故原因の特定には至らなかった。	
10	A201200889 平成25年1月28日(神奈川県) 平成25年2月8日	電気カーペット	HT-20	三京株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品のカーペット部分に焼損及び焼失が認められた。 ○当該製品の焼失部分のヒーター線に断線及び焼失が認められた。 ○ヒーター線の残存部に溶融痕は認められなかった。 ○制御基板及びコントローラーに出火した痕跡は認められなかった。 ○制御基板の温度ヒューズは溶断していた。 ●当該製品の残存部品に出火した痕跡は認められなかったが、ヒーター線の一部が焼失していることから、原因の特定には至らなかった。	A201201015(電気こたつ)と同一事故
11	A201200974 平成25年2月9日(兵庫県) 平成25年3月1日	電気温風機	MS-601MF	森田電工株式会社(現 株式会社ユーイング)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の樹脂製外郭は、焼損により溶融し原形を留めていなかった。 ○当該製品の電源コード、内部配線、ヒーター線、ファンモーター、サーモスタット等の安全装置に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○焼損が著しく電源スイッチ部は確認できなかった。 ●当該製品の回収された電気部品に溶融痕等の出火痕跡は認められなかったものの、焼損が著しく電源スイッチ部が確認できなかったことから、製品起因か否かも含めて、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
12	A201200993 平成25年2月19日(三重県) 平成25年3月6日	手すり(可動式)	KF-480EH70(株式会社INAX(現 株式会社LIXIL)ブランド)	株式会社シコク	(重傷1名) 工場内のトイレで車いすから便座に移動するため、当該製品に掴ったところ、バランスを崩して転倒し、負傷した。	○当該製品はハネ上げ式の手すりであったが、回転部の左右ボルトに緩みが生じ、ハネ上げができない故障状態で使用されていた。 ○左右ボルトの締め付けが不十分な場合は、ハネ上げを繰り返すと、左ボルトに緩みが生じ、ハネ上げができなくなった。 ○使用時に少しぐらつく製品であるが、左右ボルトに緩みが生じた場合は、少しぐらつきが大きくなった。 ●当該製品のハネ上げ回転部の左右ボルトに締付不良があり、ハネ上げの繰り返しでボルトに緩みが生じ、ぐらつきが大きくなったため、バランスを崩して転倒した可能性が考えられるが、転倒状況が不明であり、何らかのきっかけで使用者自身がバランスを崩して転倒した可能性も考えられるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
13	A201200999 平成25年2月21日(兵庫県) 平成25年3月7日	電気毛布	AM-0143	日本電熱株式会社	(火災、重傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が負傷した。	○当該製品は敷毛布及び敷毛布の接続プラグ外郭樹脂部は焼失し、接続プラグ近辺のコード被覆も焼損し、電源コードプロテクター部付近に焼けが認められたが、それ以外の部分には外観上異常は認められなかった。 ○接続プラグの接続ピンカシメ部に異常は認められず、X線写真から電源コードに異常は認められず、いずれにも発火の痕跡はなかった。コントローラーの温度ヒューズは溶断していた。 ○温度ヒューズを短絡しコントローラー基板に模擬負荷を接続して動作試験をしたところ、正常に通常動作し、安全回路も正常に動作した。 ●当該製品はコントローラーの安全回路が正常に動作したことから、当該製品から発火に至る可能性は低いと考えられるが、敷毛布が焼失しており確認できないこと、また、外部要因による発火の可能性も考えられることから、製品起因であるか否かも含め、事故原因の特定はできなかった。	
14	A201201013 平成25年3月3日(富山県) 平成25年3月12日	運動器具(エクササイズ用)	3ミニッツレッグス AB1700	株式会社テレビショッピング研究所	(重傷1名) 店舗で展示中の当該製品を使用中、当該製品に左手を挟み負傷した。	○当該製品は、座面にまたがっての膝屈伸運動に合わせて、ローラー付きの脚2本が前後に開閉する製品で、脚は座面下のギアを介して結合し、開脚した状態から、脚の間にかけられたゴムバンドの反発によって閉脚するものであった。 ○座面下部にあるギヤには樹脂製ギアカバーが付いていたが、ギヤカバーの底面は開口しており、ギヤは完全に覆われてはいなかった。 ○ギヤカバーは、脚部の開閉に応じて前後2枚のカバーがすり合うようにスライドする(せん断挙動となる)構造であった。 ○使用者は、当該製品の座面を右手で押し下げた際に左手は座面脇に添えており、当該状況にあつては、座面脇に添えた手の指先は自然にギヤカバー付近に位置することになる。 ○当該製品のギヤカバーは破損してギヤが露出していたが、破損した時点は不明であった。 ●当該製品のギヤカバーは底面が開口しており、ギヤが完全には覆われていなかったことから、当該製品の座面を右手で押し下げ、ゴムの反発力に抗しきれずに座面が元の状態へ押し戻された際、座面脇に添えていた左手の皮膚がせん断挙動をとるギヤカバーに巻き込まれ、さらにギヤにまで指がかみ込んでけがを負ったものと考えられるが、事故発生以前にギヤカバーが破損していた可能性もあり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
15	A201201014 平成24年12月13日(神奈川県) 平成25年3月12日	プロテクター(脛用)	Art#112908/Model #N4061	アディダスジャパン 株式会社	(重傷1名) 当該製品を着用してサッカーの 試合中、左脛を蹴られ、当該製 品が破損、左脛を負傷した。	○使用者は、相手ディフェンダーに当該製品の上から左脛を蹴られた。 ○当該製品は上部から約60mmの部分で右斜め下にかけて約30mm破断して いた。 ○使用者は、当該製品の上からサッカー用ソックスを着用しており、使い方に問 題は認められなかった。 ○当該製品の外観に異常は認められなかったが、破断部に強度的な欠陥がな かったかについては調査できなかった。 ○使用者が左脛を蹴られたときの詳細な状況については、特定できなかった。 ○当該製品型式は抜取検査が実施されておらず、当該製品又は当該製品を含 むロットに関する検査記録はなかった。 ○事故同等品に対して落下衝撃試験を実施した結果、事業者の定める社内基 準を満たしていた。 ○サッカー用プロテクターの強度に関する公的な規格や業界基準は、確認でき なかった。 ●着用していた当該製品を強く蹴られたために、当該製品が破損したものと考え られるが、当該製品破断部に強度的な欠陥があったか特定できておらず、製 造時の検査記録もないことから、製品に起因するか否かも含め、事故原因の特 定に至らなかった。	
16	A201201051 平成25年2月14日(熊本県) 平成25年3月25日	電気毛布	SH-R450(三菱電 機ホーム機器株式 会社ブランド)	日本電熱株式会社 (三菱電機ホーム 機器株式会社ブラ ンド)	(火災、重傷1名) 当該製品を使用して就寝中、当 該製品及び周辺を焼損する火災 が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品の毛布部全体の約1/3が焼損していた。 ○ヒーター線が異常過熱し検知線と発熱線間短絡した場合に溶断する温度 ヒューズは溶断した状態であった。 ○焼損箇所のほぼ中央部のヒーター線に断線が認められたが、ヒーター線が 一部確認できなかった。 ○焼損していない部分のヒーター線に、亀裂等の経年劣化の痕跡は認められ なかった。 ●当該製品の焼損箇所の中央部でヒーター線が断線した際のスパーク等によ り出火した可能性があるが、焼損が著しく、製品起因か否かも含め、原因の特 定には至らなかった。	
17	A201201061 平成25年3月21日(宮崎県) 平成25年3月28日	介護ベッド	KXZ-320	コイズミファニテック 株式会社	(重傷1名) 施設で使用者が当該製品脇の 床にしりもちをつく状態で発見さ れ、負傷が確認された。	○事故当時は使用者以外に人はおらず当時の詳細な状況は不明である。 ○当該製品のサイドレールは、ベッドフレームにある円筒状の樹脂部品に差し 込む構造であった。 ○サイドレールの差し込み軸の長さは、ベッドフレーム幅よりも短く、水平方向 に力を加えた際、樹脂部品に力が加わる構造であった。 ○サイドレールが差し込まれる樹脂部品12個のうち、5個が破損していた。 ○JIS規格に基づいて水平方向に力を加えたところ、樹脂部品は破損した。 ●当該製品のサイドレールに水平方向の力が繰り返し加わったことでサイド レールを保持する樹脂部品が破損し、ぐらつきが大きくなり、使用者が転倒した 可能性もあるが、事故当時の状況は不明であり、製品起因であるか否かも含 め、原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
18	A201300017 平成25年3月21日(兵庫県) 平成25年4月8日	電気冷蔵庫(化粧品用)	CH-0105	三ツ星貿易株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○外観は後面の焼損が著しく、正面は両側面に比べ比較的焼け残っていたが、上側は全体に焼損しており、上面のふたは焼失していた。 ○電源コードは本体口出し部付近で両極の素線が全断線しており、断線部に熔融痕が認められた。 ○内部の電源基板(AC100V)は銅箔パターンの一部が焼失していたが、基板に欠損は認められず、主要な電気部品はほとんど残存しており、出火した痕跡は認められなかった。 ○内部配線類は絶縁被覆が焼失し、素線が露出していたが、断線部に熔融痕等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、本体内部から出火した痕跡が認められなかったが、電源コード断線部に熔融痕が認められたため、電源コードから出火した可能性は否定できないが、電源コードの取扱状況が確認できないことから、製品起因か否かも含め事故原因の特定には至らなかった。	
19	A201300032 平成25年3月31日(山梨県) 平成25年4月12日	椅子	マンムット 801-580-01	イケア・ジャパン株式会社	(重傷1名) 当該製品の脚部を組み立てていたところ、脚部で胸を強打し負傷した。	○使用者は、当該製品の座面部品をフローリングの床に置き、上から脚部品を座面の取り付け穴に差し込もうとした。 ○使用者は、脚部品が取り付け穴にしっかりと入らなかったため、脚部品に上から体重をかけて押したところ、滑って胸部を脚部品の端部に強打した。 ○事故後、事業者が当該製品の4本の脚部品を座面の取り付け穴にそれぞれに差し込んだところ、通常よりも力を要したが、所定の位置まで差し込むことができた。 ○脚部品の座面への差し込みに要した力がどの程度であったかは不明である。 ○脚部品は、一度座面に差し込むと抜けない構造となっており、当該製品の組み立て前各部寸法を測定することはできなかった。 ●当該製品の脚部品が座面の取り付け穴に差し込みにくかったために、使用者が当該製品の組立時に脚部品の上から体重をかけたところ、床の上に置いていた座面又は手が滑って脚部品の端部に胸を強打したものと考えられるが、差し込みに要した力や組み付け前の部品寸法が適正であったか不明のため、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。	
20	A201300040 平成25年3月8日(三重県) 平成25年4月15日	生ごみ処理機	不明(ECO-V30と推定)	日立アプライアンス株式会社	(火災) 当該製品のタイマーをセットして就寝中、火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品がタイマー運転中の火災であり、当該製品周辺が著しく焼損していた。 ○当該製品は正面から見て右側面後側の焼けが強かった。 ○背面の熱風循環ダクトは上部から焼損した状況であり、ダクト右側上部に取り付けられている乾燥用ヒーターや配線接続部は未回収で確認できなかった。 ○ダクト下部のファンケースは外側よりも内側の焼損が著しく、乾燥用ヒーター直下のアルミファンは著しく熔融していた。 ○脱臭ヒーター、送風モーター、攪拌モーター、内部配線、電源コード、制御基板等に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存部品に出火の痕跡は認められなかったが、当該製品は焼損が著しく、乾燥用ヒーター等が確認できないため、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
21	A201300117 平成25年4月24日(愛知県) 平成25年5月16日	電気冷蔵庫	R-CS41XS	株式会社日立製作所(現 日立アプライアンス株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は背面からみて機械室左下の焼損が著しかった。 ○機械室左下の始動用コンデンサー、コンプレッサー冷却ファンモーター、トランスに出火の痕跡は認められなかったが、電源コードと運転用コンデンサーは未回収のため確認できなかった。 ○機械室内のコンプレッサー等その他の電気部品に、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められなかったが、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	